

## ■クリーンセンターの延命化工事の実施時期について

忠岡町クリーンセンターの現在の状況やコスト等を勘案し、経年劣化により低下した性能を回復し安定した処理を維持するため、必要となる延命化工事の実施時期について検討する。

クリーンセンターは、流動床焼却炉で全連続燃焼方式の施設であり、これまでごみ処理を停滞させることなく安定的かつ効率的に実施してきたが、稼働後 31 年が経過するとともに、長期包括整備運営管理事業において実施した大規模改修工事から 10 年が経過することとなる。

施設の骨幹となる受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、灰出設備等の劣化速度は速く、これら施設の骨格を構成する各機器の耐用年数は 10 年のものが多く、特に電気・計装設備においては製造中止や部品の廃番等の機器も多く、今後の部品調達が困難になる可能性も勘案すると、翌年の平成 31 年度には、これらに関する機器も含めて早急に整備する必要がある。

なお、現実的ではないが、仮に必要とする延命化工事を実施せず、老朽化した機器を点検補修で対応したとしても、機器にかかるメンテナンス費用が増大するとともに、その後実施する延命化工事費用は更に著しく増加することが想定されるが、これを具体的に想定し見積もりすること自体困難である。

さらに、何よりも施設が停止するという金額に表れないリスクがあり、その復旧に際しては部品調達に相応の期間を要し、その間のごみ処理対応に苦慮することが想定され、施設停止による住民生活の影響は計り知れず、これらを勘案すると、延命化工事を実施せず引き続き施設を運営するという選択肢は、あり得ないものと判断する。

従って、今後も現行の焼却炉 1 基によって施設運営しながら延命化工事を行うこととなるため、平成 31 年度及び平成 32 年度の 2 力年継続事業として実施するものとする。